

大切なマンションの価値を守るために ～防犯カメラの見直し～

防犯意識の高まりと共に広く普及し、近年では多くのマンションに設置されるようになりました。古いカメラでは画質が悪い場合もあるので、適宜、設備の更新やメンテナンスが必要です。防犯対策の充実ぶりは住み心地にも直結するところ。マンションの資産価値を守るためにも、防犯カメラ設備の見直しをおすすめします。

『防犯カメラ安心パック』 最新機種を導入で防犯力をアップ!



ドッドウエルB・M・S

防犯カメラ安心パック



必要な「機器+設備費用+商品保証」をセットしたお得で導入しやすいパッケージです

月額費用のみ
(定額)

突発的な費用がかからず
安心してご利用できる
6年契約のプランです

月額費用に
オールインワン!

機器費用
設備費用
Ai Alert
コールセンター

6年間の商品保証

購入いただいた機器に6年間の商品保証がついています。故障発生時の作業代や修理代はかかりません。

24時間見守りAi Alert

Ai Aleatにより24時間365日、機器の稼働をチェックし異常を検知した際に携帯電話回線を通じてAi Aleatセンターに通知します。

※ドッドウエルB・M・Sによる
リモートメンテナンス

24時間受付コールセンター

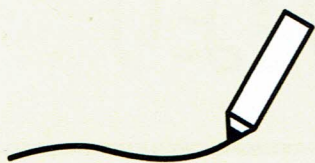
24時間コールセンターにて受付しておりますので、安心してご利用いただけます。

ドッドウエルB・M・S
作業対応時間/平日 9:00~17:30

防犯カメラの見直しは、防犯性能の向上だけでなくコストダウンにもつながります。「防犯カメラ安心パック」は、株式会社ドッドウエルビー・エム・エスが提供する防犯カメラ設備等セキュリティシステムを、グループ会社の東急コミュニティーとドッドウエルビー・エム・エスによるWサポート付きでご提供するものです。東急コミュニティーグループが管理させていただいているマンション限定で、同商品をリース会社と契約した場合に比べて、約6%安くご契約いただけます。費用は月額利用料のみ。別途機器費用や設置費用が発生することはないので、安心してご利用いただけます。

防犯カメラリースに関してのご相談は、弊社営業担当者までお問い合わせください。





お役立ち情報



管理費等の滞納があることは、管理組合の資金繰りに影響が生じて、健全なマンション維持管理ができなくなり、他の区分所有者に余分に負担がかかる恐れがあります。管理組合にとって重大な問題なので、早急な対応が必要です。

管理会社が
電話や訪問で支払いを催促



管理組合が
法的手続きに移行

管理会社は、管理委託契約書に基づいて未収金督促業務を実施します。

- ①定期的に管理費等の滞納状況を管理組合に報告する。
- ②滞納者には支払期限後6ヶ月間、書面送付、電話もしくは訪問などの方法で督促を行う。

法的手続きは大きく2段階に分けられます。

【段階1／訴訟】

滞納管理費等の額とその支払義務があることを公に確定し、債権者は強制執行ができる資格があることを明らかにする段階です。



【段階2／強制執行】

訴訟が確定しても滞納者が支払わない場合、別途裁判所に申し立てを行い、滞納者の財産から強制的に滞納金を回収する段階です。

法的手続きの種類は大きく3つあります。

通常訴訟

簡易裁判所か地方裁判所に双方の主張や証拠を提出して判決を得るまでには、通常数回期日が開かれる手段です。

少額訴訟

請求金額が少額(60万円以下)で内容が複雑でない場合、債権者本人だけで行えて、簡易迅速に処理できる訴訟手段です。

支払督促

簡易裁判所書記官による書面審査により認められた場合、債務者の言い分を調べずに支払いを命じる手段です。

滞納問題に関する管理組合の役割

管理組合は、滞納金回収の主体です。管理会社が督促を行っても滞納管理費等の回収が難しい場合、管理組合が法的措置をとって督促・回収を行うことになります。

滞納問題の当事者は、



債権者である
管理組合



債務者である
滞納者



- ・弁護士法等、法令による制限があるので、債権者でない管理会社のできる督促に限界があります。
- ・法的手続きに基づく請求等は、管理組合に代わって管理会社が行う事はできません。

